

患者様へのご案内

当院では下記加算について必要に応じて算定を行います。ご理解の程お願い致します。

明細書発行体制等加算

領収書を発行する際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
明細書の発行をご希望されない方は、受付までお知らせください。

早朝・夜間加算

基本診療料の施設基準届出により、土曜日12時以降に受付した場合、早朝・夜間加算50点を算定しております。

一般名処方加算

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いているため、薬局で銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できるように、当院では銘柄名称ではなく成分名（一般名）を記載する取り組みを行っております。
有効成分が同一の医薬品が複数あるお薬であれば、先発医薬品か後発医薬品（＝ジェネリック医薬品）かを薬剤師と相談して選択することは可能です。

医療DX推進体制整備加算

医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行います。

医療情報取得加算

診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
従来通り健康保険証で受診することは可能ですが、マイナンバーカードでの受診体制も整えております。

長期処方・リフィル処方箋について

医師の判断で患者様の状態に応じ、28日以上長期処方、リフィル処方箋の発行が可能です。

小児かかりつけ医制度のご案内

継続して受診され同意された6歳未満の患者様に、小児科のかかりつけ医として診療を行っております。

- ・緊急時や明らかに専門外の場合を除き、何か体調の異常があればまずは当院を受診してください。
当院がかかりつけ医として診察を行います。
- ・専門的な医療が必要な場合には、その症状に応じて他の医療機関との連携・オンライン資格確認を活用し各専門医療機関に紹介を行います。
- ・急な病気の際の対応の仕方や、慢性疾患（アトピーや喘息など）の診療・指導管理を行います。
- ・発達段階に応じた助言指導などを行い、健康相談・育児の不安の相談に応じます。
- ・予防接種の接種状況を確認し、接種時期についての指導を行います。

小児かかりつけ医登録には同意書に署名が必要になります。

小児かかりつけ医に登録できるのは、ひとつの医療機関だけです。複数登録できません。

長期収載品について

令和6年10月より、後発医薬品（ジェネリック）がある薬で先発医薬品を処方希望される場合は、薬局にて特別の料金（先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1）をお支払いいただきます。
先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合は、特別の料金は要りません。